

○財務省告示第九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年十二月十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八  
十三回）  
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を  
図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第一百一号）第三条第一項並びに  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十七  
条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

三 振替法の適  
用等  
四 発行方法

五 募入決定の

価格競争入札発行」という。）

七

払  
込  
金  
額

行争非者特国  
入価・別債  
札格第参市  
発競I加場

でた条特千はき第千国項計十いに特確う額  
三利第一会百額は、発六十四債のに七て基に特例保ち、面  
千付一計二面額、行十二十六つ規定する千億は、き関するた凶財額  
九国項のに五額で、た利付国債についで、  
百債に規定する万円で、千七十八億二  
九に規定する万円で、千七十八億二  
億ついで、千七十八億二

六

イ  
発  
行  
争  
額

入価  
札格  
発競  
行争  
額

イ  
方  
入価  
札格  
発競  
行争  
額

込募各当も各  
み限国ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場特のう  
額を内参加者  
を割りにおご  
り当いて各申  
る。各の申  
。各の申



$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十四	償還	償還	償還	元利	払場	入札	者	払込
期	期	期	期	金	所	参加		期日
以	子	限	額	支				
第二	の							
期	利							
子	子							
以後								
毎	日	い	る	平	日	財		平
年	を	て	利	成	本	務		成
六	支	、	子	三	銀	大		二
月	払	そ	を	十	行	臣		十
十	期	の	支	一		か		九
五	と	日	払	年		ら		年
日	以	以	う	十		通		十
及	前	前	。	二		知		二
び	六	六		月		を		月
十	月	月		十		受		十
二	間	間		五		け		五
月	に	に		日		た		日
十	属	属				者		
五	す	す						